



税務清算篇

— 証憑・固定資産・債権債務 —

✓ 最後に問われるのは、過去を説明できる資料です



証憑の整備・保存



固定資産の確認



債権債務の整理・清算



この資料を読む症状



このような症状が出ていませんか？



1.

税務清算に必要な資料が見えていない



2.

発票、契約書、支払証憑がそろっているか不安



3.

固定資産台帳と現物が合っているか分からない



4.

売掛金、買掛金、未収未払の整理があいまい



5.

在庫、廃棄、売却の証拠が残っていない



6.

過去の処理を今から説明できるか心配



1つでも当てはまれば、
この資料の確認対象です。





よくある誤解

誤解
1



税務清算は会計士に任せればよい

誤解
2



帳簿上で処理されていれば問題ない

誤解
3



固定資産は台帳だけ見ればよい

誤解
4



過去の資料は必要になってから探せばよい



専門家に相談することは重要です。

ただし、発票、契約書、支払証憑、固定資産の現物、
債権債務の実態など、
会社側で整理しておくべき情報まで外部に丸投げすることはできません。





放置すると起きる地雷



1.  発票や契約書が見つからない
2.  帳簿と現物が合わない
3.  固定資産の処分証拠が残らない
4.  在庫の売却、廃棄、移動を説明できない
5.  売掛金、買掛金の相手先確認ができない
6.  過去の費用処理を説明できない
7.  清算手続の途中で追加資料を求められる



税務清算は、最後に始まる手順に見えても、
実際には過去の管理状態が問われる場面です。





まず確認すること

— 再編・整理の第一歩は、資料の所在確認から —



1. 発票・契約書

売上、仕入、費用、固定資産、賃貸、外注、廃棄、売却



2. 支払・入金証憑

銀行記録、領収書、支払申請、精算資料



3. 固定資産台帳

取得日、取得価額、償却、設置場所、現物の有無



4. 在庫・棚卸資料

数量、評価、移動、売却、廃棄、差異理由



5. 債権債務

売掛金、買掛金、未収金、未払金、前払金、預り金



6. 過去の特殊処理

不良品処理、廃棄、値引き、
貸倒、関係会社取引



帳簿・現物・証憑を合わせる

税務清算では、帳簿だけでなく、現物と証憑の整合が問われる場面があります。

3つの確認ポイント



- × 帳簿にあるのに現物がない。
- × 現物はあるのに証憑がない。
- × 証憑はあるのに処理理由を説明できない。



このズレが、税務清算時の**地雷**になります。





実務チェックリスト

- ☐ 発票、契約書、支払証憑はそろっているか
- ☐ 固定資産台帳は最新か
- ☐ 固定資産の現物確認をしたか
- ☐ 使用中、売却済、廃棄済の区分を確認したか
- ☐ 在庫数量と帳簿残高を確認したか
- ☐ 在庫の売却、廃棄、移動の証拠を残したか
- ☐ 売掛金、買掛金の相手先確認をしたか
- ☐ 未収金、未払金、前払金、預り金を整理したか
- ☐ 過去の特殊処理を説明できるか
- ☐ 関係会社取引の資料を確認したか
- ☐ 清算前に専門家へ相談する資料をまとめたか
- ☐ 不明点を後回しにしていないか

☐ が多いほど、税務清算準備の再確認が必要です。



まとめ・関連資料・免責



- 税務清算は、最後に始まる手続に見えても、実際には過去の管理状態が問われる場面です。
- 発票、契約書、支払証憑、固定資産、在庫、債権債務など、会社側で整理しておくべき資料は少なくありません。
- 帳簿、現物、証憑のズレを放置すると、清算手続の途中で説明に詰まる可能性があります。



関連資料

- リスク診断票
- 中国現地法人 再編・整理の取扱説明書
- 処方薬シリーズ
- 支援内容



免責



本資料は、中国現地法人の再編・整理に関する一般的な実務上の注意点を整理したものです。

個別案件の法務・税務・労務判断については、弁護士、会計士、その他専門家にご確認ください。